

山梨大学

令和7年度「大学コンソーシアムやまなし」による単位互換 特別聴講学生 募集要項

1. 目的

- ・ 山梨県内の大学間の相互連携による交流機会の提供、及び多様化する学生ニーズに対応した多様な受講機会の提供を目的としています。
- ・ 単位互換とは、単位互換協定を結んだ大学の授業科目を履修し、取得した単位を所属する大学の単位として認定するものです。
- ・ この制度により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といいます。

2. 出願資格

- ・ 本学に在籍する学生で、特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし（以下、大学コンソーシアム）単位互換事業で開講される授業科目の履修を希望する者。ただし、大学院生、研究生、科目等履修生は除きます。
- ・ 派遣（所属）大学における在籍を条件とするため、本学の在籍を離れた場合には特別聴講学生の資格を失います。

3. 授業料等

- ・ 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は必要ありません。
- ・ ただし、授業、実験、実習、実技等でかかる教材費等については、実費を徴収される場合があります。

4. 単位互換履修対象科目及び受入人数

- ・ 単位互換履修対象科目は、大学コンソーシアムのホームページ「単位互換事業」内に掲載されている単位互換科目一覧のとおりです。（大学コンソーシアムやまなしホームページ <https://www.ucon-yamanashi.jp>）

5. 履修計画

- ・ 事前に自身の修得単位や必修科目の修得状況を確認し、進級要件や卒業要件が不足しないように履修計画を立てて出願してください。また、本学から受講する大学までの通学時間を考慮の上、無理のない履修計画を立ててください。
- ・ 出願前に、所属する各学域教務担当窓口へ行き、履修を希望する授業科目が本学のどの授業科目に認定されるか確認してください。
- ・ 今年度卒業予定の学生は、開講期間が通年・後期の科目について、成績確定が本学の卒業判定までに間に合わないため、出願できません。

6. 履修期間

- ・ 履修する授業科目が開講される学期または年度とし、1年以内とします。

7. 各大学の授業開始日

- ・ 大学コンソーシアムやまなしのホームページ（<https://www.ucon-yamanashi.jp>）で確認してください。

8. 仮受講申請（該当する授業科目がある場合のみ）

- ・履修を希望する授業科目について、本学の出願期間前（「9. 出願手続」参照）あるいは出願期間中に授業が開始される場合は、「仮受講申請」をしてください。
- ・大学コンソーシアムのホームページに掲載されている「単位互換スケジュール」で各大学の「講義開始日」を確認し、**授業が開始される2日前（休日は含まない）までに**、「特別聴講学生志願票」を教務企画課（総合研究棟2階②番窓口）に提出してください。

9. 出願手続

- ・下記期間に「特別聴講学生志願票」を教務企画課（総合研究棟2階②番窓口）に提出してください。

前 期 出願期間	令和7年4月4日（金）～4月8日（火）16:30
後 期 出願期間	令和7年9月22日（月）～9月25日（木）16:30

【注意事項】

- ・各科目のシラバスは、大学コンソーシアムのホームページ（単位互換事業）で確認してください。
- ・受講希望者が各授業科目の本学割当受入人数を超えた場合には、選考等により決定します。
- ・大学コンソーシアムにおける単位互換については、学部学生のみが対象となります。
- ・開講期間が通年・後期の科目について、今年度卒業予定の学生は出願できません。
- ・本学において修得したものとみなして認定できる単位数は、本制度で取得した単位及び放送大学での単位互換で取得した単位と併せて上限30単位までとし、かつ既修得単位の認定などと併せて学則第26条～28条で規定する60単位を超えない範囲とします。（編入学、転入学等を除く。）

出願から履修までの流れ

- ① 各自の所属学部の令和7年度授業時間割表により、本学で履修する授業科目を決定する。
↓
- ② 「令和7年度単位互換科目一覧」の中から、履修する授業科目を決定する。出願前に、取得単位の取り扱いについて、所属する各学域教務担当窓口で相談してください。
↓
- ③ 「特別聴講学生志願票」に必要事項を記入し、出願期間に教務企画課に提出する。
履修を希望する科目が、本学の出願期間の前あるいは出願期間中に授業が開始される場合は、授業が開始される2日前までに「特別聴講学生志願票」を教務企画課に提出する。
↓
- ④ 科目履修の可否を、本学から出願者に通知する。
↓
- ⑤ 科目履修を許可された者には、受入れ大学から特別聴講学生証が交付される。

10. ガイダンス

- ・初回授業日の授業開始前に、受講科目の大学教務担当窓口へ行き、ガイダンスを受けてください。

11. 特別聴講学生証の発行

- ・受入れ大学から「特別聴講学生証」が発行されます。

12. 通学方法

- ・ 車での通学は認められていません。公共の交通機関（バス、JR等）を利用してください。
- ・ 通学途上での事故については本学及び受入れ大学は一切の責任は負いませんので注意してください。

13. 休講等の通知

- ・ 休講等の連絡は、受入れ大学からの指示に従い、各自確認してください。

14. 試験の実施方法

- ・ 定期試験等の取り扱いについては、受入れ大学の規則によります。
- ・ 受入れ大学と本学の試験日時が重複した場合は、事前に受入れ大学教務担当窓口へ連絡し、指示を受けてください。原則として、本学の試験が優先となります。

15. 単位認定及び成績

(1) 単位認定

受入れ大学からの成績通知に基づき、単位認定された科目については、本学の授業科目の単位として認定します。

(2) 成績

単位を認定された授業科目の成績簿への記載については、受入れ大学における成績を本学の評価方法により記載（認定）します。

16. 受入れ大学の施設利用

- ・ 履修上必要な施設・設備を利用することができますが、一部利用が制限される場合がありますので受入れ大学の施設の各窓口で確認してください。
- ・ 通学の際には、受入れ大学が発行する「特別聴講学生証」及び本学の学生証を携行してください。

17. 履修の辞退

- ・ 単位互換科目の履修を許可された者が、やむを得ない理由で履修を辞退する場合、または本学の在籍を離れる場合には、速やかに教務企画課に申し出てください。

〈お問い合わせ〉

教務企画課（総合研究棟2階②番窓口）

電 話： 055-220-8737

受付時間： 8：30～17：15（土・日・祝日除く）